

エントランス訪問看護ステーション

指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）事業

運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、エントランス株式会社が設置するエントランス訪問看護ステーション（以下「事業所」という）において実施する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕（以下「指定訪問看護」という）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態または要支援状態の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 1 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、その居宅での療養生活や心身の状態、機能の回復を支援し、生活の質の維持又は向上を目指すものとする。

2 利用者の要介護状態または要支援状態の軽減若しくは悪化の予防に資するよう、その療養上の目的を設定し計画的に行うものとする。

3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

4 事業の運営にあたっては、利用者の所在する関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保険・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

5 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。

6 前5項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

7 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

（事業の運営）

第3条 1 事業所が、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

2 事業所は、指定訪問看護を提供するにあたっては、事業所の看護師、准看護師（以下「看護師等」という）によって訪問看護を行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業の名称及び所在地）

第4条 指定訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称：エントランス訪問看護ステーション
- (2) 所在地：〒869-1101

熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼 9-3 アマランツ菊陽 405 号

（従業員の職種、人員及び職務内容）

第5条 事業所における従業員の職種、人員及び職務内容は次の通りとする。

- 1 管理者（常勤職員・看護職員との兼務） 1名

管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう、必要な管理及び従業員の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護の実施に際し、事業所の従業員に対し遵守すべき事項についての指揮・命令を行う。

- 2 看護師等 看護師 1名（常勤職員、管理者との兼務）

看護職員（保健師、看護師又は准看護師） 常勤換算 2.5 名以上
看護師等（准看護師を除く）は、訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書、訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書を作成し、利用者又はその家族に説明する。
看護師等は、主治医の指示による訪問看護〔介護予防訪問看護〕計画に基づき指定訪問看護にあたる。

（事業所窓口の営業日及び営業時間等）

第6条

- (1) 営業日：月曜日から土曜日とする。※ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、及び12月29日～1月3日を除く。
- (2) 営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供日：月曜日から土曜日（祝日を含む）
- (4) サービス提供時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。※ただし国民の祝日に関する法律に規定する休日に関してはこの限りではない。

（指定訪問看護の利用時間及び利用回数）

第7条 居宅サービス計画書に基づく指定訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。但し、医療保険適応となる場合を除く。また、正当な理由なく指定訪問看護の提供を拒まないものとする。

（指定訪問看護の提供方法）

第8条 指定訪問看護の提供方法は次の通りとする。

- (1) 利用者がかかりつけ医師に申し出て、主治医が事務所へ交付した指示書により、訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者に主治医がいない場合は、事務所から居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係市町村等、関係機関へ調整等を求め対応する。

（指定訪問看護の内容）

第9条 指定訪問看護の内容は次の通りとする。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 療養上の世話
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ 認知症患者の看護
- ⑦ 療養生活や介護方法の指導
- ⑧ カテーテル等の管理
- ⑨ その他医師の指示による医療処置

（緊急時等における対応方法）

第10条 1 指定訪問看護の提供を行っている際に利用者の病状が急変、その他緊急事態が生じた際は必要に応じて臨機応変に手当てを行うとともに、速やかに主治医へ連絡し支持を求めるなど適切な措置を行うと共に管理者へ報告する。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

2 利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、該当利用者の家族、該当利用者に係る居宅介護支援事業者等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

3 利用者に対する指定訪問看護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(利用料等)

- 第11条 1 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスである時は、介護報酬告示上の額に、各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料について、介護報酬告示上の額によるものとする。
- 2 指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に、各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日厚生省告示第127号)によるものとする。
- 3 前2項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 4 指定訪問看護の提供にあたり、交通費は発生しないものとする。
- 5 指定訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額を事前に重要事項を記載した文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

- 第12条 事業所が通常の事業を行う地域は、菊池郡菊陽町、大津町、熊本市、菊池市、合志市、宇城市、宇土市、八代市、山鹿市、玉名市、荒尾市、玉東町、阿蘇市、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、美里町、西原村、南阿蘇村とする。

(衛生管理等)

- 第13条 1 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し、または蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防および蔓延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果については、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防および蔓延防止のために指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防および蔓延防止のための研修および訓練を定期的実施する。

(相談・苦情対応)

- 第14条 1 指定訪問看護の提供に係る利用者およびその家族からの要望、苦情等に対し迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業者は提供した指定訪問看護に際し、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は、提供した指定訪問看護に係る利用者およびその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第15条 1 事業所は、利用者およびその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者およびその家族の個人情報については、事業者での介護サービス提供以外の

目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を予め得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第 16 条 1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果については、従業員に周知する。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するために担当者を置く。
- 2 事業者は、サービス提供中に当該事業所従業員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第 17 条 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための計画、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第 18 条 1 事業所は社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設けるものとし、また業務の執行体制についても検証、整備する。
- (1) 採用後 1 ヶ月の初任研修
 - (2) 年 6 回以上の業務研修
- 2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業者は従業員が在職中のみならず退職後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏洩することがないように、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業者は従業員に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護の提供をさせないものとする。
- 5 事業所は、適正な指定訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就労環境が害されることを防止するための方針の明確化等の措置を講ずるものとする。
- 6 指定訪問事業所は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。
- (1) 主治の医師による指示の文書
 - (2) 訪問看護計画書
 - (3) 訪問看護報告書
 - (4) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (5) 市町村への通知に係る記録
 - (6) 苦情の内容等の記録
 - (7) 事故の状況及び事故に際して取った措置についての記録
- 7 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項はエントランス株式会社との協議に基づいて

定めるものとする。

(附則)

この規程は令和8年3月1日より施行する。